

令和4年度福岡県海岸漂着物等発生抑制に係るパンフレット制作業務仕様書

1 業務の名称

令和4年度福岡県海岸漂着物等発生抑制に係るパンフレット制作業務

2 業務期間

契約締結の日から令和5年3月27日まで

3 業務の目的

本県では、海岸に漂着、又は散乱しているごみ、海を漂流しているごみ等の海岸漂着物等に対する施策を総合的かつ効果的に推進することを目的に、「福岡県海岸漂着物対策地域計画」を作成し、海岸漂着物等の発生抑制に関する事業を進めている。

海岸漂着物等の発生抑制を図るためには、県内全域に対する広報啓発活動の実施が非常に重要になるところ、本県では、ポスターやパンフレット、動画等を制作し活用することにより、啓発を進めている。

一方、プラスチックごみを含む海岸漂着物等の多くは陸域で発生し、水路や河川を流れて海へと流れ込んでいると言われていたが、内閣府の世論調査（令和元年度）では、海の汚染の原因について「海や海岸に捨てられたプラスチックごみ」と認識しているのは84.0%であるのに対し、「川や街、農地に捨てられたプラスチックごみ」は59.4%の認知度となっており、「海岸漂着物等の多くは陸域で発生している」との実態が正確に理解されていない。

こうした状況を鑑み、海岸漂着物等の発生抑制を図るために新たなパンフレットを制作することで、海岸漂着物等は山や街中など身近なところでも発生していることの認知度を上げるとともに、ポイ捨てをしない、ごみを分別するといった個人でできることから取組を始めてもらうことを目的とする。

4 業務の内容

(1) 上記の目的を達成するため、啓発に用いるパンフレットを制作する。

なお、業務の詳細は以下のとおりとする。

- ① 企画立案、デザイン・レイアウト、写真撮影、原稿作成、編集、校正などパンフレット制作に必要なすべての作業を実施すること。（再委託は原則不可だが、県と協議し、県が再委託を認めた場合は可とする。）
- ② カラーユニバーサルデザイン及びメディア・ユニバーサルデザインに配慮した色彩及びフォントを用いること。
- ③ 写真、イラスト等紙面の構成に必要な資料等は受注者において入手すること。ただし、県が実施した海岸清掃イベントや海岸漂着物組成調査結果等の県が保

有する資料については、県と受注者との協議の上、可能な範囲で県から受注者へ提供することとする。

- ④ 文字の大きさ、写真、色使い、体裁など、誰にでも見やすくわかりやすい紙面にすること。

(2) 啓発パンフレットに掲載する内容については次のとおりとする。

- ① 海岸漂着物等の主な発生原因（陸域（街中、河川敷、海岸等）でのポイ捨て等によるごみの散乱、海外からの流出等）、種類を説明する内容であること。
- ② 特に、海岸漂着物等の多くは、山や街中におけるポイ捨て等により生じた散乱ごみが河川を通じて流出しているといわれており、県民全てにとって身近な問題であると認識を深める内容であること。
- ③ 海岸漂着物等により生じる影響等に言及し問題提起を図る内容であること。
- ④ マイクロプラスチックの発生原因や影響等についても説明する内容であること。
- ⑤ 海岸漂着物等の発生抑制を図るため、個人でできる取組を啓発する内容であること。
- ⑥ 県で実施している海岸漂着物等の発生抑制を図るための県民参加の清掃活動、道路・河川・海岸を清掃するボランティア団体への支援等、県の海岸漂着物等に関する施策を記載すること。
- ⑦ 本業務で制作するパンフレットは、県が実施する県政出前講座や小学校高学年（5・6年生）における環境教育において活用する予定であるため、大人だけではなく、小学校高学年（5・6年生）の授業でも使用できるような内容となっていること。

※ 県では、海ごみの発生抑制に係る啓発パンフレット「海ごみって何だろう?」、海洋プラスチック問題（マイクロプラスチック）啓発パンフレット「プラスチックごみの海になる日まで」を制作し県ウェブサイトに掲載しており、これらの内容を参考してもよい。

(3) パンフレットの規格等は次のとおりとする。

- ① 規 格：A4サイズ（フルカラー）、中綴じ製本
- ② 頁 数：表・裏表紙含め8ページ以内
- ③ 用 紙：マットコート紙 90g以上
- ④ 印刷枚数：20,000部（下記成果品の納品方法のとおり納入のこと）
- ⑤ 校 正：3回（予定）

5 成果品の納品方法

廃棄物対策課計画指導係（下記宛先）へ、次の①及び②を納入すること

- ① パンフレット 20,000 部
- ② 以下ア～ウのパンフレットデータ（最終版のみ）を保存した DVD-R 1 枚
 - ア：イラストレータファイル
 - イ：PDF ファイル（県ウェブサイト掲載用に容量等を最適化したもの）
 - ウ：パンフレット制作に使用した写真・テキスト等のデータ

〒812-8577 福岡市博多区東公園7-7

福岡県環境部廃棄物対策課 計画指導係：担当 高山

TEL：092-643-3363 FAX：092-643-3365

MAIL：haiki@pref.fukuoka.lg.jp

6 著作権等について

- 本業務により作成された成果品に係る全ての著作権は福岡県に帰属するものとし、今後、県が実施する啓発事業において使用することができるものとする。
- また、受託者は、成果品に関する著作者人格権その他一切の権利を行使しないものとする。
- 県が提供する一切の資料等については、他への流用を禁止し、企画提案書提出又は委託業務終了後、速やかに返却又は破棄するものとする。

7 留意事項

- 取材、制作に必要な一切の経費は委託料に含むものとする。
- 企画提案した内容については、県から修正を依頼する場合がある。
なお、本業務について疑義が生じた場合は、県と協議し決定すること。
- イラストや写真等については、使用に際し著作権や商標等に関する問題がないことを確認した上で使用すること。